

議第76号

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市中京区壬生仙念町30番地」を「京都市中京区壬生東高田町1番地の20」に改める。

第3条中「午後4時」を「午後5時」に改める。

第4条第2項第1号中「2人」を「次号の事業に係る入所者の数が定数に満たない場合、その満たない数」に改め、同項第2号中「30人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市地域リハビリテーション推進センターの位置を変更する等の必要があるので提案する。